

○政府参考人(青木豊君) 今申し上げましたように、最低賃金の日安といふものを中央で年一度定めております。その際には、実態調査をいたしまして、先ほど私が申し上げたような数字を把握しているところでございます。また、具体的な個々の事業場における個々の労働者に対する賃金支払につきましては、それぞれ監督署において必要に応じて立入調査をしながら調査をいたしているところでございます。(発言する者あり)

○吉川沙織君 もう一度になりますけれども、把握されていますでしょうか。こういう実態があるかどうか。

○委員長(岩本司君) 速記を止めてください。
〔速記中止〕

○委員長(岩本司君) 速記を起してください。
○吉川沙織君 調査は一応いざいりますので、後ほど申し上げたいというふうに思いました。そこで、また違う観点から最低賃金と生活保護との整合性についてお伺いをさせていただきま

す。

この最貧の適用を受ける可能性があるのは勤続年数が一年に満たない人が多うございます。これに該当する人は六ヶ月、八割以上出勤しないと有給休暇が付与されず休むこともままなりません。最低賃金を仮に生活保護と同水準にすると、最初の六ヶ月に一日でも休んでしまうと生活保護以下の収入になってしまいます。

この今回の修正案では、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」となっていますが、先ほど御答弁いただきましたが、生活保護の水準を一定程度上回る必要があるのではないかといふこと、そしてまた、生活保護基準が見直され仮に下げとなつた場合、これが生活保護に係る施策との整合性として双方ともに引き下げるべきであつまうような事態があつてならないと考えておりますが、大臣の御認

識をお教えいただきたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) 最低賃金の決め方は、先ほど申し上げましたように、労働者の生産性において必要に応じて立入調査をしながら監督署において必要に応じて立入調査をしながら調査をいたしているところでございます。(発言する者あり)

○吉川沙織君 もう一度になりますけれども、把握されていますでしょうか。こういう実態があるかどうか。

○委員長(岩本司君) 速記を止めてください。
〔速記中止〕

○委員長(岩本司君) 速記を起してください。
○吉川沙織君 調査は一応いざいりますので、後ほど申し上げたいというふうに思いました。そこで、また違う観点から最低賃金と生活保護との整合性についてお伺いをさせていただきま

す。

この最貧の適用を受ける可能性があるのは勤続年数が一年に満たない人が多うございます。これに該当する人は六ヶ月、八割以上出勤しないと有給休暇が付与されず休むこともままなりません。最低賃金を仮に生活保護と同水準にすると、最初の六ヶ月に一日でも休んでしまうと生活保護以下の収入になってしまいます。

○吉川沙織君 ありがとうございます。
○國務大臣(舛添要一君) 機械的に比例して下げるといふことではありません。仮に生活保護が下がった場合、最低賃金は一緒に引き下げる」とはないという認識であります。

○吉川沙織君 ありがとうございます。
○國務大臣(舛添要一君) 機械的に比例して下げるといふことではありません。そういうことでも含めてきちんとした基準に基づき状況を経済状況、雇用状況、そして生活全般の状況を考慮した上で、各地域の審議会において公労使が入って公平に議論をして決める、そういうことになります。

○吉川沙織君 今まで御答弁の中で三つの要素のお話がたくさん出てまいりました。

○吉川沙織君 特に若い人で単身者をモデルとしているといふことではないという解釈でよろしいで

す。

○政府参考人(青木豊君) 労働者の定義はそういうことだと思いますけれども、最低賃金制度におきましてどういう労働者をイメージするかと、どういうところをターゲットにして制度をつくり、その基準たる額を設定していくかということがあります。

そういう中で、今回の最低賃金法の趣旨は、生活保護を下回らないようにしましようということがありますから、いや、その経済の状況変化で生活保護が下回ったからといって、そのまま機械的に比例して下げればいいというものではない。先ほど申し上げましたような三つの要素をきちんと勘案して、地域の、この各地域ごとにある最低賃金を審議する審議会で公労使が入った上できちんと議論をして、どういう手立てを取るかということで、片一方下がつたら片一方自動的に下げるといふものではあります。

○吉川沙織君 ありがとうございます。
○吉川沙織君 先ほど申し上げましたように、最低賃金法違反の指摘を受けた企業名を公表したらどうかというふうな話をございましたが、御認識について副大臣にお伺いをさせます。

○副大臣(岸宏一君) 今回、五十万円に引き上げられたとどり、これが罰則の制裁的な効果が上がるものといたして期待をしております。

○吉川沙織君 先ほど、小林委員の最後の方の質問の中にもありましたとおり、今非正規雇用の方がたくさん増えています。そういう方の用の方があなたさん増えています。そういう方の中では生活費ぎりぎりで家族を支え、またいろんな人を支えて生活をされておられるケースもあるんではないかと思いません。そういう場合、この労働者の定義が例えば単身の若い人であれば離れて生活をされておられるケースもあるんではないかと思うんですが、どうでしようか。

○吉川沙織君 ありがとうございます。
○政府参考人(青木豊君) 確かに、そういう意味では、生活保護のように世帯でありますとか年齢でありますとかそういうものをきめ細かく設定をしてそういう制度をつくるということは、生活保護のような場合にはあり得ると思いますが、これは使用者が支払う賃金の最低水準を定めるということとありますので、その最低の支払べき、これは罰則をもつて強制するわけですから、ものについては幾つもの種類が出るといふことは考えられませんので、どこか一つ決めるといふことだらうというふうに思います。

そういう意味で、先ほど申し上げましたように、日本の賃金の実態、賃金体系からいきますと、単身者の若年者を想定して設計するのが適切なのではないかなというふうに思つております。

○吉川沙織君 ありがとうございます。
○吉川沙織君 例えは、外国人を大量に雇つて最低賃金以下で使つていたとか、そういう場合などなどがござつた場合など、非常に悪質だと思われるものについては司法処分に付することとしております。そのような場合には、必要な応じて書類送検や送検をした事案を公表してみると、うのが今の実態でございます。

○吉川沙織君 ありがとうございます。
○吉川沙織君 例えは、外国人を大量に雇つて最低賃金以下で使つていたとか、そういう場合などなどがござつた場合など、非常に悪質だと思われるものについては司法処分に付することとしております。そのような場合には、必要な応じて書類送検や送検をした事案を公表してみると、うのが今の実態でございます。

○吉川沙織君 ありがとうございます。
○吉川沙織君 先週の報道、さつき少し取り上げたものの続きなんですが、これ、経営者の摘発につながるというのは毎年二千人ほどだともつていて。なぜ

ならば、労働基準監督署が調べるのは事業場全体の二%にすぎないという現状がどうも関係しているようです。

すべての事業場に対する調査は困難であることはもちろん理解をいたしますが、経営者として最低限守るべきルールは守られるべきでありますし、違法行為は絶対に見逃されなければなりません。徹底した指導を大臣始め副大臣、政府関係、お願いしたいと切に願うところでございます。

○谷博之君 民主党・新緑風会・日本の谷博でございます。限られた時間ですので、今日は最賃法の改正実は私、民主党のハイタク政策議員懇談会というがございまして、その事務局長を務めております。本来であれば、先ほど修正案の提出責任者であった細川律夫衆議院議員がこの会長をやつておりまして、一緒にになって聞いていただきたかったかなと、「う思つておりますけれども、そういう立場から、最賃法の改正の、特にハイタクに従事する運転者の皆さんとの賃金問題についてお伺いしたいと思ってます。

限られた時間ですから、結構なことをお聞きすることになると思いますが、御案内とのおり、二〇〇一年の二月に改正道路運送法というのが施行されまして、その後、タクシーの増車が非常に顕著になつてしましました。そして一方では、「この規制緩和によって、特にその台数の増車と、それから顧客をめぐるトラブルあるいは運賃の引下げ等々によって大変タクシー業界が混乱になつてきました。一方では、まじめに働いている運転者の皆さん方、頑張つても生活保護まで、標準的な生活保護まで行かない、こういうふうな方も相当数いる。また一方では、法定最低賃金にも満たないような、そういうふうな賃金しか得られない、こういった実態が今出てきております。

皆様方にちよとお配りしましたこの資料を見ていただきたいんですが、そつとう中で、これは厚労省の資料でありますけれども、最低賃金法第五条違反状況というのが資料に出でております。ハイヤー、タクシーの事業場で、右側の欄を見ていだきますと、平成十八年、全国の調査では、最賃法の第五条違反事業場数が一七・七%、二百四十七か所あります。これ栃木県の例もちよと入れさせていただきましたが、二七・三%，そして全業種、一番下を見ていた

だきますと一・五%。どういふことは、「ハイタクの事業場のこの第五条違反状況」というのは極めて突出しているといつやつた「これは見ざるを得ないと思うんです」。

大臣に、「この状況をどのように認識されるか、お伺いしたいと思います。」

○国務大臣(舛添要一君) 今委員が御指摘されましたように、これ全業種平均に比べると一六・二%も違反比率が高いと。まあ、栃木はサンプル数が少ないのですが、概に言えないと想いますが、現実にこれは守られておりません。「こういう現状をどのように認識されるか、お伺いしたいと思うんです」。

大臣に、「この状況をどのように認識されるか、お伺いしたいと思います。」

○国務大臣(舛添要一君) 今委員が御指摘されましたように、これが、歩合給の中でも累進歩合給制度ですが、歩合給の中でも累進歩合給といつことで、今委員が御指摘になりましたように、売上高によって歩合給が非連続的にぐんと上がつていくことのため、労働者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあるといつことから、本来、賃金制度については、これは労使が自主的に決定すべきものでありますけれども、そういうようなると、これまでの基準局長通達を平成元年に出来まして、望ましくないといふふうなことを申し上げましたが、もう一つ実は大きな問題があるよう思つんで。それは、タクシー運転者の皆さんとの給与体系、賃金体系に問題があるといつやうに言わせていました。

これらの方々の賃金はいわゆる歩合給なんですね。それで、特にその歩合給の中でも、いわゆる水揚げ高によって歩合率が変化するといつ、こういう累進歩合といつております。つまり、水揚げ高が区切りをされていまして、ランクによって歩合率が上がり下がります。しかもそこに、一番頑張った人はトップ賞といつうかトッピ賞といつうのを出すとか、それがいわゆる奨励加給といつて、特別に歩合率を高めるようなそういうふうな仕組みができるわけなんです。

本来であれば、この業界では保障給といつて、全体の収益の大割は固定しなければいけないと、いうふうな、こういふうな考え方、六割以上の中での固定的な給与を設けなければいけないと、いうふうな、この労働基準局長の通達も出ているんで、現実にはこれは守られっておりません。

そういうふうな累進歩合といいますか、「こういうふうな存在が今申し上げたようなことになつたが

がつてぶんではないかなと、こういふうに思つてますが、これが過去に労働基準局長名でもつてこれは禁止しないといふうな通達が実は出でるんですが、現実にこれは守られておりません。「こういう現状をどのように認識され、お伺いしたいと思うんです」。

大臣に、「この状況をどのように認識されるか、お伺いしたいと思います。」

○政府参考人(青木豊君) 確かに、タクシー運転者についての累進歩合給制度ですが、歩合給の中でも累進歩合給といつことで、今委員が御指摘になりましたように、売上高によって歩合給が非連続的にぐんと上がつていくことのため、労働者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあるといつことから、本来、賃金制度についてほんとはこれは労使が自主的に決定すべきものでありますけれども、そういうようなると、これまでの基準局長通達を平成元年に出来まして、望ましくないといふふうなことを申し上げました。されど、これから、この業界、そしてそこに働く運転手の皆さん方の雇用も賃金も含めて、どのようによれ解決していくとしているが、まず大臣とそれから厚労省からお伺いしたいと思つます。

○国務大臣(舛添要一君) その前に一つデータを申し上げますと、十八年の各業種の平均の年間賃金といつのは三百二十八万円なんですね。それと歩合率が上がつたり下がつたりする。しかもそこには、一番頑張った人はトップ賞といつうかトッピ賞といつうのを出すとか、それがいわゆる奨励加給といつて、特別に歩合率を高めるようなそういうふうな仕組みができるわけなんです。

私はもととしては、今申し上げたようなことでござりますので、引き続き指導をしてまいりたいといつうに思つております。毎年大体このぐらいの数字が出てくるところであります。

○国務大臣(舛添要一君) その前に一つデータを申し上げますと、十八年の各業種の平均の年間賃金といつのは三百二十八万円なんですね。それと歩合率が上がつたり下がつたりする。しかもそこには、一番頑張った人はトップ賞といつうかトッピ賞といつうのを出すとか、それがいわゆる奨励加給といつて、特別に歩合率を高めるようなそういうふうな仕組みができるわけなんです。

本来であれば、この業界では保障給といつて、全体の収益の大割は固定しなければいけないと、いうふうな、この労働基準局長の通達も出ているんで、現実にはこれは守られっておりません。

そういうふうな累進歩合といいますか、「こういうふうな存在が今申し上げたようなことになつたが

といふのはあるといつうに思つてます。ですから、「この構造的なといいますか、こういふうな問題をどう解決していくのかといつことで、実は今日の朝日新聞の朝刊にてあります。タクシー参入の厳格化、特に六つの地域では新規のいわゆる禁止をするといつ、「ハイタクタイトルの記事が出ております。

これは、「こりになったかどうか分かりませんが、この中身を見ますと、簡単に言うと、余りにも過当的な状態になつたときこそ、「一定程度見直しをしよう」と、こういふうになつてくるわけですから、「こういふうな構造的な見直しも含めて、今後、「この業界、そしてそこに働く運転手の皆さん方の雇用も賃金も含めて、どのようによれ解決していくとしているが、まず大臣とそれから厚労省からお伺いしたいと思つます。

○国務大臣(舛添要一君) その前に一つデータを申し上げますと、十八年の各業種の平均の年間賃金といつのは三百二十八万円なんですね。それと歩合率が上がつたり下がつたりする。しかもそこには、一番頑張った人はトップ賞といつうかトッピ賞といつうのを出すとか、それがいわゆる奨励加給といつて、特別に歩合率を高めるようなそういうふうな仕組みができるわけなんです。

私はもととしては、今申し上げたようなことでござりますので、引き続き指導をしてまいりたいといつうに思つております。毎年大体このぐらいの数字が出てくるところであります。

○国務大臣(舛添要一君) その前に一つデータを申し上げますと、十八年の各業種の平均の年間賃金といつのは三百二十八万円なんですね。それと歩合率が上がつたり下がつたりする。しかもそこには、一番頑張った人はトップ賞といつうかトッピ賞といつうのを出すとか、それがいわゆる奨励加給といつて、特別に歩合率を高めるようなそういうふうな仕組みができるわけなんです。

規制緩和といつのが、今記事を御引用なさいましたように、どういふ影響を与える、どういふプラスマイナス含めて効果を持つていてるのかをきちんと検証しないといけないといつうに思つます。

基本的にはやっぱり労働基準法を、この最低賃金法含めてきちんと守つていくといつことが基本ですから、私たち國權の最高機関であるこの国会で決めた法律をきちんと守つていただきと。そのために、国土交通省とも連携を取りながら、定期的な監査をしたり指導をしたりして、今おつかれやつたような弊害が生じていて、現状をきちんと認識した上で指導して改善していかないと、そういうふうに思つております。

○政府参考人(青木豊君) 今大臣から御答弁ありましたように、労働基準関係法令違反の問題といつものほんざれどしても許されないとでありますので、私どもとしては、タクシー事業者に対しまして監督指導、立入調査をして、監督をし、調査をして指導するというようなことをやつておりますが、そこでその法違反、これが確認された場合には厳正に対処してまいりました。

(副大臣) (松島みどり君) 今、谷委員の御認識、タクシーの労働者、タクシーの運転手さんの労働条件の悪化の問題については正に認識を致しているところでございます。
おつしやいましたように規制緩和、平成十四年一月に規制緩和されました結果、プラスとマイナスと両方の面が表れている。プラスの面では、もちろん新規参入によりまして競争が促進され、それで福祉タクシーや観光タクシーなども生まれましたし、利用者の待ち時間の短縮も実現しているところでござります。
しかしながら、一方、今御指摘ありましたように、輸送需要、需要が増えていないところで車が増え大変な状況になって、運転者さんたちが厳しい労働環境に置かれている。これがひいては輸送の安全に支障が生じかねないという状況も発生するなどマイナスの面も多々生じているところでございます。
今御指摘ありました新聞記事でござりますけれども、これは国土交通省ですね、今朝大臣が記者会見しておりますけれども、道路運送が

法八条の規定に基づきまして、まず最初、仙台市でござりますが、緊急調整地域に指定し、新規参入や増車を禁止する措置をとることがでありますように運輸審議会に諮問をする、この手続を開始するとしていたしました。この一番激しい例が仙台でござりますけれども、それ以外におきましても、緊急調整地域までいかせんでも、特別監視地域などの指定制度を見直しまして、増車の際には事業者に労働条件などについて報告を求めるなどして、安易な増車によつてドライバーの労働条件の悪化が招かれないと、そういうことにならないようにする、地域を指定していくとしています。

○谷博之君 これはひと結論から申し上げたいと思うんですけれど、これ私の地元の新聞でも三日前に出ておりますけれども、東京地区とかあるいは京浜地区を始め、今タクシーの運賃の値上げの動きが出ております。

この理由は、御案内のとおり、この運転者の皆さん方の賃金を少しでも運賃を上げることなどによって確保したいという、そういう思いも当然これ労使の間であつての取組だと思っておりますけれども、残念ながら、運賃の値上げをしてしまうガソリンの値上げ等によりてどうもそれがうまくいかないかどうか分からぬことなどをこの新聞にもその経営者の一人がコメントで出しています。ところなれば、やっぱり今申し上げたように、このタクシー運賃一つ取つて、総合的ないろいろな絡みの中で今置かれていて、そこに運転者の皆さん方が従事しているということだと思いますんでね。

ですから、これは是非、今日は国土交通副大臣にもお越しいただきましたけれども、どうも物価に関する閣僚会議なんかでも、この問題は国土交通省が所管をして頑張つていただけるという立場のものですから、是非これから、そういう立場のままかね、そういう立場なところの中におけるハイヤー、タクシーの運転者の皆さん方の雇用労働条件、賃金問題はどうあるべきか。こういう

○副大臣（松島みどり君）委員がおっしゃいましたように、今回の運賃改定、運賃改定は、全国の九十プロセン中五十二か所で申請が出され、三十七か所、三十七地区は既に認めているわけですが、この運賃改定は基本的に運転者の労働条件の改善を主な目的としてなされております。

ところが、実際にそれが運転者に對して行き渡らないおそれがあるということ、私ども国土交通省といたしましては、運賃改定を行なう事業者が、会社が增收分を確實に運転者に還元し、労働条件の改善を図るようしつかりとつオロアーツブレ、しっかりと監督していくたい、必要ならば指導を行つてしまいりたいと思つております。

そしてまた、このことのために一つ一つの会社に對してそういう指導を行つてることとともに、交通政策審議会にこの問題についての議論の場を設けて、どのようにすればよいか、ただいま御指摘いただいたようなタクシー運転者の労働条件の問題やタクシー事業者の経営姿勢の問題など含めまして、タクシー事業をめぐる様々な課題については今回の関係会議でも指摘されたことでござりますので、交通政策審議会の中に特別の議論の場を設けて話し合つてもらひて改善に努めたいと考えております。

○谷博之君 それではもう一つの、この最賃法の改正の二つ目の課題をちょっとお聞きしたいと思っておりますが、最賃法の改正と障害者のいわゆる賃金問題であります。

今度の改正で、第八条の見出しの中に、適用除外という言葉といいますか、そういう考えが減額の特例ということに改正されました。この意図は、「のねらへは一体何なんだろうか」といふことを私たちが考へてゐるわけですが、別の方をすれば、この適用除外というのは、主にその対象者は障害者の方々がその多くだと

思つておられますけれども、そういう人たちがいわゆるこの最賃法の適用している例えは就労継続支援A型とか、あるいは一般の企業で働いていた現実にその最賃法の適用している状況で仕事をしているという人たちがおります。

「こういう人たちに対する権利の保護の強化という意味からして、このいわゆる、今申し上げたように適用除外が減額の特例というふうなことになった、こういうこととの絡みで、どういう意図があるかということを御説明いただきたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 今般の最低賃金法の改正におきましては、最低賃金の安全網としての機能を強化するという観点から現在行政裁量により決定されている地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限の水準を保障するよう行政機関に決定を義務付けるという事にしております。こうした観点からは、最低賃金の適用対象となるべく広範囲なものとするということが望ましいとこう考えておりまして、減額措置も可能であるならば、適用除外とするよりも最低賃金を適用した方が労働者保護に資するということがから適用除外に係る規定を廃止いたしまして、減額措置を講ずることができるという旨の規定を設けることとしたいたしました。

今回の改正によりまして減額措置の対象となる労働者に対しましても最低賃金が適用されるとことになりますので、これに違反した場合は直ちに罰則が適用されるということになるわけになりますし、当該労働者に対する賃金不払の防止にも資するものというふうに考えております。

○谷博之君 わよよと角度を変えてお聞きいたいと思うんですが、国連の障害者の権利条約というものが、御案内のとおりです。これは日本も批准をするために国内法の整備を行つてあるわけですが、お手元に資料としてお配りしてありますので、こんなにいただきたいんですが、これは政府仮訳の抜粋なんですけれども、第二十

七条労働及び雇用、第三十一条統計及び資料の収集、この二十七条と三十二条、これはいわゆる最賃法の第八条とそれから第五条最低賃金の効力という、この二つの条文に関連があるというように私は見ております。

したがつて、今回の最賃法の改正だけで、締約国としての責務はこの改正で果たせるんでしょうか、あるいはまた国内の当事者はもとより国際社会の理解はこれで得られることになるのでしょうか、この点について大臣どう思われますか。

○国務大臣(舛添要一君) この障害者の権利に関する条約、これは極めて重要な国際条約でありますから、厚生労働省、外務省とともに最初からこれにきちんと参画して条案作りをやつてきました。その中で、今ここに御指摘の二十七条三十一条の項目につきまして、これはもうきちんと守るべきである。ただ、障害者について、先ほど政府から説明がありましたように、その適用除外とするよりも減額を設ける、ある意味でこの幅を持たせて一律に、もうとにかく最低賃金の対象にはなりませんというふうではなくて、結果が良ければいいですから、雇用する側そして働く側から見ても自分の心身の状況に応じてやれる方が効果があるんじゃないかなと、そういう言わば善意の配慮でやつたことでありまして、これが目的でございますので、委員御指摘の「の権利条約と相矛盾する」ということはないと思いまして、いささかでもそういう懸念があれば、これはそのたびにきちんとあらゆる施策で直していくといきたいというふうに思っております。

○谷博之君 今私がお聞きしましたのは、いわゆるA型とか一般雇用というか、そういう企業のそういうふうなことでの話ですが、障害を持つ方々の団体の中には、八条のいわゆるこの規定が適用除外といふのは、いわゆるそういう部分の人たちだけではなくて、「こういう適用除外そのものが障害者にとっては差別的な取扱いにならん」という考え方があります。

つまり、この八条の適用除外を、むしろA型を

廢止すべきじゃないかといふ意見もあるんですねが、この辺はどう考えておられますか。

○政府参考人(青木豊君) 確かに委員御指摘になりましたように、適用除外についておっしゃるような措置をしている団体もござります。適用除外条項が現行法で存在するということではありますけれども、これは今般、適用除外について減額措置ということで、先ほど申し上げましたように、よりそういう方々についての保護に資するよう、今般改正をしようとしておりますけれども、これは今般、適用除外について減額措置ということで、先ほど申し上げましたように、よりそういう方々についての保護に資するよう、今般改正をしようとしております。そういう意味では、そういう方々に対してもお願いをしていく必要があります。そういう意味では、そういう方々に対しても一定のお答えになつてはいるのではないかというふうに思つております。

それから、新しく減額措置でござりますが、これにつきましても、これについては実際に許可をすると、いうことになるわけですが、それに当たりましては、個別に実地調査も行いまして、当該労働者の労働能率等の実態を十分把握した上で慎重に判断を行なうこととしたまして、労働者が不当に低賃金で雇用されるとのないようになります。だから、新しく減額措置でござりますが、これは現実に許可をすると、いうことになるわけですが、それに当たりましては、個別に実地調査も行いまして、当該労働者の労働能率等の実態を十分把握した上で慎重に判断を行なうこととしたまして、労働者が不当に低賃金で雇用されるとのないようになりますが、新しく減額措置でござりますが、これは現実に許可をすると、いうことになるわけですが、それに当たりましては、個別に実地調査も行いまして、当該労働者の労働能率等の実態を十分把握した上で慎重に判断を行なうこととしたまして、労働者が不当に低賃金で雇用されるとのないようになります。

○谷博之君 先ほどから出でている減額の措置、減額の特例などといつては、これは現実に今、先ほど申し上げたように、障害者の皆さんがA型だと一般企業で働いている、そういう権利条約と相矛盾するといふことはないと思いまして、いささかでもそういう懸念があれば、これはそのたびにきちんとあらゆる施策で直していくといきたいというふうに思つております。

○谷博之君 今私がお聞きしましたのは、いわゆるA型とか一般雇用というか、そういう企業のそういうふうなことでの話ですが、障害を持つ方々の団体の中には、八条のいわゆるこの規定が適用除外といふのは、いわゆるそういう部分の人たちだけではなくて、「こういう適用除外そのものが障害者にとっては差別的な取扱いにならん」という考え方があります。

ただ、一方では、とは申せ、その工賃、そこに働いている賃金で最低賃金にも満たないようないいふうと申せ、それは我々は、いわゆる権利の保護の強化といいますか、そういう意味では答弁的には分からぬではないわけなんですか。

だから、雇用のときにはこの減額の特例をやることによってむしろ雇用機会を広げる、そういうことで打てるはずないだつと。ところが、一生懸命やつたら、非常に障害があるんですけども、心身に障害を持っていてもレジまで打てるようになつた。そうすると、それなりに賃金をもらえる。

○坂本由紀子君
次に、最低賃金法の方に移りたいと思うので
ござります。

「この最低賃金法の一部を改正する法律案」の法改正の趣旨、目的は、聞くまでもないことで、労働者の賃金の最低限を保障する安全網として十分に機能するようとにかくことを行われるものだと思います。ただ、「これによつて、この一事をもつて労働者の保護が図られるかといえど、私は、これはほんのこゝ一部でそれ以外の部分が大変大きいと思うので」ござります。

例えば、労働分配率の推移を見てみると、景気が回復しているけれども労働分配率が向上していないというのは広く言われているところです。これは特に規模による差が大きいです。資本金の規模別で見てみると、一億円以上のところでは、この十年間、労働分配率というものが一貫して低下をしてきてます。特に、資本金の規模が十億円以上のところでは、付加価値が増加している中で、人件費は減少しているという状況があります。他方で、中小企業である一千万未満のところでは、付加価値は減少しているけれども人件費は横ばいないし微増をしているということになります。労働分配率はむしろ少々いとこでは増加してきているという状況があるわけですが、まして、中小企業はそういう意味で賃金の支払について一生懸命頑張っていると言つていいんだどううと思ひます。

そういう意味で、この最低賃金法が改正され
て最低賃金が引き上げられる方向になつて、それ
れを引き上げなくてはいけないとなつたときに、
中小企業、特に零細企業にとってはなかなか大
変なことなのでござります。

最近の賃金改定状況を見てみると、平成十九年度の中小事業所の賃金改定状況、これは全国中小企業団体中央会がまとめたものでございますが、平成十八年に続いて十九年も凍結だというところが、従業員二十九人以下のところでは半数以上なのです。従業員が九人以下というもつと小さいところでは、凍結だ

そういうところは大割を超えていります。この賃金改定状況というの、最賃のランクがございま
すが、特にDランクという厳しい状況のところでは、より賃金改定が厳しいものになっておるわけ
でござります。

そういう状況を見ますと、やはりこの最賃法の改正が実効あるものであるためには産業政策
が非常に大きな意味合いを持つものであります
それで、今日は経産省と国土交通省からもお
いでいただきておるのでござりますが、まず中小
企業からお伺いをいたします。

特に、中小企業の下請企業においては親企業から直下げ要求などがあつて経営も苦しい状況にあると聞いております。このような企業の経営の安定が図られなければ労働者に対してもきめ細いとした賃金を支払うということが難しくなります。このための強力な施策が必要だと考えますが、どのように取り組みをしていただいているのでしょうか。

○政府参考人(長尾尙人君) 議員御指摘のとおり、全体として景気回復が続けられている中で、中小企業の多くはその恩恵に浴していないという認識を持っているところでござります。そういう厳しい状況の中になります、中小企業に対しまして、景気回復の果実、それをどうやつて均てんさせていくのかという観点からいえば、下請取引の適正化というものが非常に重要な課題になつております。

このため、経済産業省におきましては、公正取引委員会とも協力いたしまして、下請代金支払遅延等防止法を厳正に適用し、違反行為を取り締まっておるところでございます。

請事業者の方々が親事業者に対し違法行為を積極的に申し立てる、というのではなくなかなか難いわけではありません。」そのため、年間十万社程度の下請事業者に対しまして親事業者との間の取引に関する書面調査を実施しております。また、その結果を活用いたしまして、例えば平成十八年度におきましては、約四千社の親事

業者に対して警告文書を発出するとともに、約一千社の親事業者に対し立入検査を行つたところでもあります。その立入検査の結果、下

請代金の支払遅延などの違反行為が見受けられた九社に対しては改善指導を行つたところ、どうぞよろしくお受けください。

本年六月にベストプラクティス事例などを盛り込みた業種別のガイドラインを策定し、普及啓発に努めています。今後とも、うした取組を通じまして、下請適正取引の推進に積極的に取り組んでまいります。
このほかこれに加えまして、ISO等を活用した経営基盤力の向上などとを通じて資金調達の円滑化にも努めてまいりたいと思っており

○坂本由紀子君 我が国は中小企業が数多く存在して、それが日本の経済を支えているわけですし、また、働く人たちもそのほとんどが中小企業で働いている方が多いわけになります。そういう意味で、中小企業対策というのは大変重要でございまして、今お伺いした年間十万社について書面調査をし、重ねて立入検査までつかりとフォローし改善指導をしていただいていたことは大変大事なことだと思いますので、この点についてはこれからもうかり法の趣旨が厳正に守られるように御指導いただきたいと思います。

また、業種別ガイドラインについてまじでです

が、これは具体的にどのような運用がなされているのか、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

い方式であるのかということを具体的に書いたとき、何が望ましくない事例であるのかとどうとも明確に書いていただくという形でやつ

おります。それ以外に、国交省の方でも建設ガイドラインというものを策定されており、現在八業種についてガイドラインが作られておるところです。

うのが都道府県四十七にござりますけれどもそれを中核にしましてより中小企業に近い所であります、商工会議所、商工会を窓口にして実際的に具体的にそれがちゃんと運用されいるかどうかという声を吸収していくところがシステムを構築しようとしているところになります。

次に、もう一点国土交通省の方にお伺いを
たいのですが、先ほど午前にヘイヤー、タク
シーについての事案が取り上げられました。今
の六月の最低賃金についての一斉監督の状況
見ますと、確かにヘイヤー、タクシーは違反率
一六・八%で高いのですが、更にそれより高い
が道路貨物運送業で、一一・四%という最も
い違反率になつておるわけでございます。
この業界は極めて厳しい状況に置かれていて
様々な問題があるがゆえに最賃違反も多い
いう状況になつているんだと思いますが、国土
交通省の方では業界が置かれた現状についてど
うな認識をお持ちでいらっしゃるのでしよう

○政府参考人(神谷俊広君) お答え申し上
ます。

トランク輸送でございますが、御承知のよう
国内貨物輸送のトンキロベースでは六割、トラン
クでは九割という大宗の輸送を分担をして
りまして、非常に重要な存在ではござります
一方で事業者の九九・九%、これが中小企業